

津和野町営住宅管理人服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 8 年 10 月 2 日

津和野町長 下森 博之

津和野町訓令第 5 号

津和野町営住宅管理人服務規程の一部を改正する訓令

津和野町営住宅管理人服務規程（平成 17 年津和野町訓令第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「規則第 6 条」を「規則第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。